

入管法が変わります!

平成21年度
出入国管理及び難民認定法等の一部改正のあらまし

はじめに

平成21年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正法」といいます。）が可決・成立し、平成21年7月15日に公布されました。

改正法においては、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を始めとして、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれています。

改正のポイント

何が変わるの？

- 1 在留カードの交付など新たな在留管理制度を導入します。(※)⇒詳しくは2頁へ
- 2 特別永住者の方には特別永住者証明書を交付します。(※) ⇒詳しくは4頁へ
- 3 研修・技能実習制度を見直します。 ⇒詳しくは4頁へ
- 4 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。
- 5 入国者収容所等視察委員会を設置します。
- 6 拷問等禁止条約等の送還禁止規定を明文化しました(注1)。
- 7 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。
- 8 上陸拒否の特例を設けます。
- 9 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。
- 10 不法就労助長行為等に的確に対処するために退去強制事由等を設けます。

施行日(注2)について

(※) 1,2に伴い、外国人登録制度は廃止されます。

- 公布の日から3年以内 ⇒ 1, 2
- 公布の日から1年以内 ⇒ 3, 4, 5, 7, 8, 10
- 公布の日から6月以内 ⇒ 9
- 公布の日から ⇒ 6

(注1) 拷問等禁止条約と同様の規定がある強制失踪条約については、当該条約が発効次第、施行されます。

(注2) 施行日は、政令で定めます。

新たな在留管理制度について

制度の概要 どういう制度なの？

新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが交付されるほか、届出手续などが変わります。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について更に利便を図ることが可能になります。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

施行日 いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

対象者 どういう人たちが対象になるの？

新たな在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間在留する外国人で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④これらの外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人



具体例

対象となる人

- ・「技術」や「人文知識・国際業務」などの就労資格により、企業等にお勤めの人
- ・「留学」などの学ぶ資格により、学校に通う人
- ・日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の資格により生活している人
- ・「永住者」の在留資格を有している人

対象とならない人

- ・観光目的で日本に短期間滞在する人
- ・俳優や歌手など芸能活動目的で来日し、「興行」の在留資格で「3月」以下の在留期間が決定された人

「在留カード」は、どういうカード？

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。

在留カードの記載事項等については、以下をご覧ください。

日本国政府	在留カード	第.....号
《法律上の記載事項》		
①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条5号ロに規定する地域		
②住居地（本邦における主たる住居の所在地）		
③在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日		
④許可の種類及び年月日		
⑤在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日		
⑥就労制限の有無		
⑦資格外活動許可を受けているときはその旨		
顔写真		法務大臣 職印

外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）等は記載されません。

= 有効期間 =

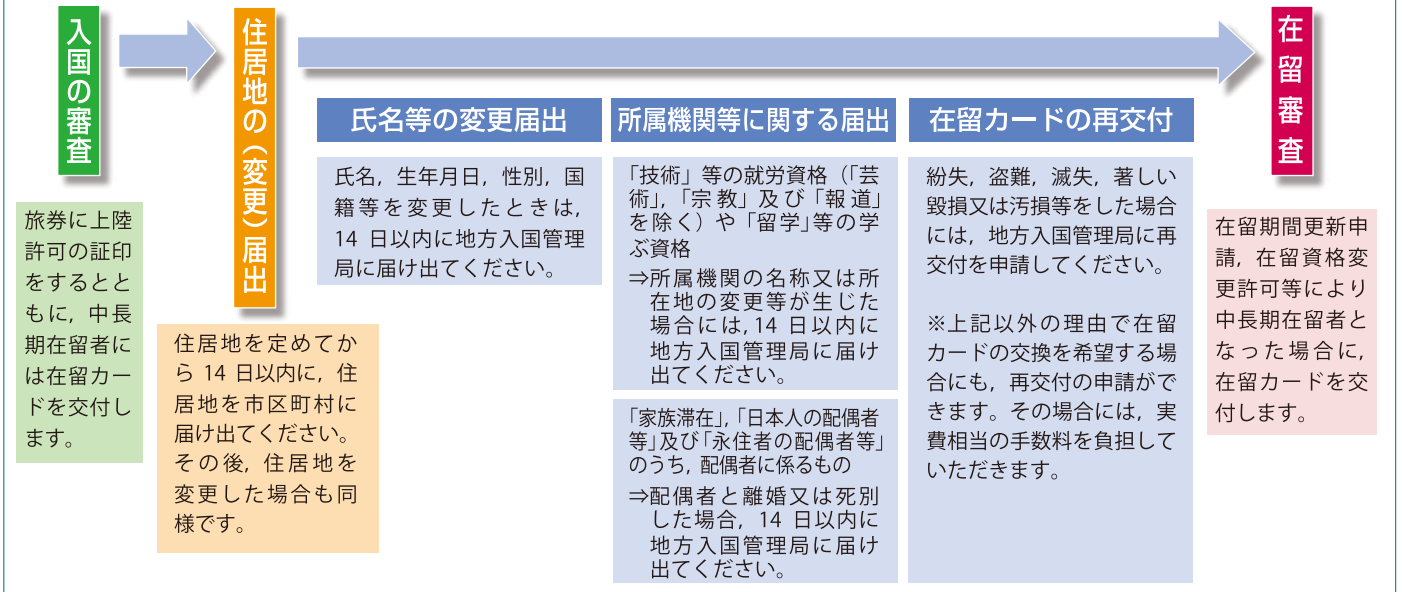
16歳以上の方

- ▶ 永住者 → 交付の日から7年間
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日まで

16歳未満の方

- ▶ 永住者 → 16歳の誕生日まで
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日又は16歳の誕生日の早い方まで

新たな在留管理手続の流れ



次のようなメリットがあります！(※)

(1) 在留期間の上限が伸長されます。

現在上限が「3年」の在留期間を定めている在留資格について、「5年」の在留期間を法務省令で定める予定です。また、「留学」の在留資格については、平成21年7月1日より、在留期間の最長期間が「2年3月」となっておりますが、新たな在留管理制度の導入により、新たに「4年3月」とする予定です。

(2) 再入国許可制度を見直します。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。なお、例外的に再入国の許可を要する場合には、今後法務省令で定める予定です。

また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「3年」から「5年」に伸長されます。

(※) 新たな在留管理制度の開始に併せて実施されます。

ご注意ください！

新たな在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられています。

(1) 在留資格の取消し事由（入管法第22条の4第1項）

- ① 偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたこと（第5号）
- ② 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
- ③ 新規上陸後又は従来の住居地を退去した後90日以内に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）や虚偽の住居地の届出をしたこと（第8号～第10号）

(2) 退去強制事由（入管法第24条）

- ① 在留カードの偽変造等の行為（第3号の5）
- ② 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や在留カードの受領・提示義務違反により懲役以上の刑に処せられたこと（第4号の4）

(3) 罰則

- ① 中長期在留者の各種届出等に関する虚偽届出等や届出等義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反（入管法第71条の2、第71条の3）
- ② 不法就労助長罪の見直し（入管法第73条の2第2項）
- ③ 在留カードの偽変造等の行為に係る罰則（入管法第73条の3～第73条の6）

コラム 教育機関等の外国人の所属機関による届出について

現在も学校や研修生受入れ機関等から、所属する外国人に関する必要な情報を入国管理局に届け出てもらおうよう協力いただいておりますが、改正法において明文化されました。

届出にご協力いただく所属機関や届出内容の詳細については、今後法務省令で定めることとなりますが、所属機関としては、外国人が就学している学校や研修を行う研修先のほか、「興行」の在留資格で在留する外国人との間にプロモーター契約を結んでいる機関等を予定しています。（改正法公布の日（平成21年7月15日）から3年以内の政令で定める日から施行）

特別永住者の制度について

制度の概要

どういう制度なの？

特別永住者については、新たな在留管理制度の対象とはならず、基本的には、現行制度と実質的には変わりませんが、利便を図るための見直しを行っています。

新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書も廃止されますが、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであることなどから、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしています。

また、特別永住者証明書の記載事項は必要最小限の内容とし、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しています。その上で、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしています。

さらに、再入国許可制度を緩和することとしており、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者においては、原則として、2年以内に再入国する出国について再入国許可は不要になります。また、再入国許可を受ける場合の再入国許可の有効期間の上限について、これまでの「4年」から「6年」に延長されます。

施行日

いつから始まるの？

改正法が公布された平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日から施行されます。

「特別永住者証明書」は、どういうカード？

特別永住者証明書には、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。新たな制度の導入に伴い交付される特別永住者証明書の記載事項等については、以下をご覧ください。

外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！
例えば、世帯主、出生地、旅券番号等は記載されません。

= 有効期間 =

16歳以上の方

各種申請・届出後7回目の誕生日まで（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

16歳未満の方

16歳の誕生日まで

研修・技能実習制度の見直しについて

見直しの概要

どのように変わるの？

研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、次の活動を行うことができる在留資格「技能実習」を新たに設けます。

- ① 「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」
 - イ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
 - ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）
- ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動

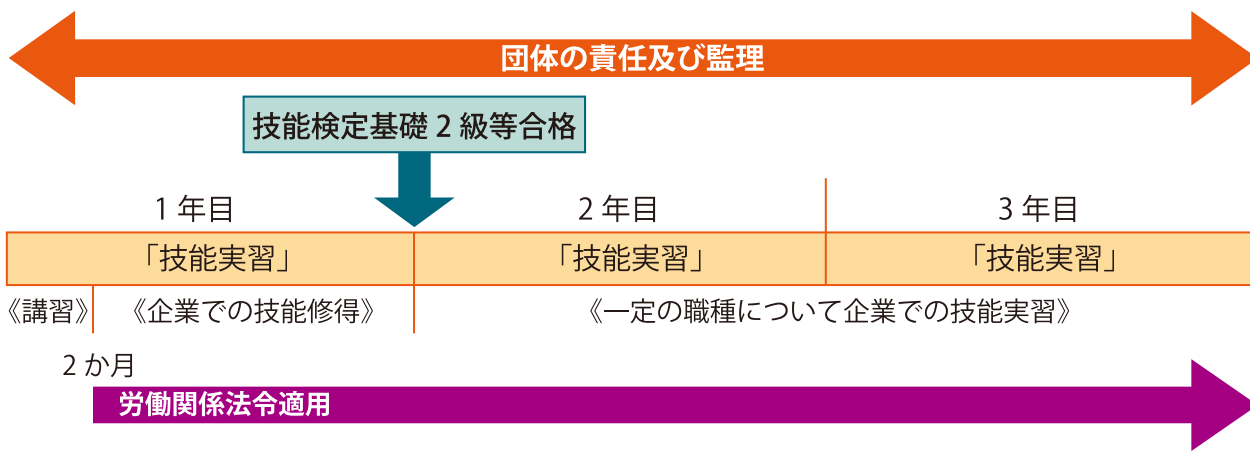
これにより、雇用契約に基づく技能等修得活動は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになります。また、①から②への移行は、在留資格変更手続により行うこととなります。

その他以下の事項について、今後関係省令の改正等を行う予定です。

- ・受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化
- ・重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長
- ・送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化 など

改正法が公布された平成21年7月15日から1年以内の政令で定める日から施行されます。

改正後の「技能実習」受入れ概要図（団体監理型）



その他の改正事項

▶ 在留資格「留学」と「就学」を一本化します。

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化するものです。なお、法律の施行後、活動内容に変更がなければ、現在「就学」の在留資格を有する学生の方が「留学」に変更する必要はありません。

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 1 年以内に施行】

▶ 入国者収容所等視察委員会を設置します。

入国者収容所等視察委員会とは、入国者収容所等の視察及び被収容者との面接を行い、入国者収容所等の運営に関し、入国者収容所長等に意見を述べ、もって、警備処遇の透明性の確保、入国者収容所等の運営の改善向上を図るために設置されるものです。

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 1 年以内に施行】

▶ 在留期間更新申請等をした方について在留期間の特例を設けます。

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から 2 月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設けるものです。

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 1 年以内に施行】

▶ 上陸拒否の特例を設けます。

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を行わずに、入国審査官が上陸許可の証印をできるようにする規定を設けるものです。

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 1 年以内に施行】

▶ 乗員上陸の許可を受けた方は乗員手帳等の携帯・提示義務が生じます。

現在の入管法では、乗員上陸の許可を受けた外国人については、乗員上陸許可書の携帯・提示義務が課せられていますが、乗員上陸許可書には顔写真が貼付されていないことから、乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者であるか否かを即時的に確認するために、乗員上陸許可書に加えて、顔写真が貼付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課すこととしたものです。

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 6 月以内に施行】

▶ 不法就労助長行為等に的確に対処するために退去強制事由等を設けます。

新たな退去強制事由として、次のものが加わります。また、資格外活動許可の取消しに係る規定を設けます。

- 他の外国人に不正に上陸許可等を受けさせる目的での、偽変造文書等の作成等を教唆・幫助する行為をしたこと
- 不法就労助長行為をしたこと
- 資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられたこと

【公布の日（平成 21 年 7 月 15 日）から 1 年以内に施行】

（注）施行日は、政令で定めます。

Q & A

Q₁

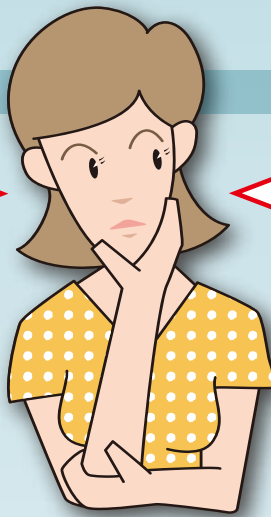
現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか。

A

新たな在留管理制度導入後、直ちに在留カードに換えていただく必要はありません。(もっとも、希望される場合には換えることができます。)改正法の施行期日(平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日)の時点において、新たな在留管理制度の対象者が外国人登録証明書を所持しているときは、一定期間、その外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

具体的な切替は、永住者以外の方については、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新たな在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただくことが必要です。



Q₂

特別永住者証明書はいつから交付されますか。また、今までの外国人登録証明書はすぐに特別永住者証明書に換えなければなりませんか。

A

今までの外国人登録証明書をすぐに特別永住者証明書に換えていただく必要はありません。

改正法の施行期日(平成21年7月15日から3年以内の政令で定める日)の時点において、特別永住者の方が外国人登録証明書を所持しているときは、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなります。また、その有効期間については、特別永住者の方にこれまで以上の負担をかけないという観点から、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認(切替)申請期間の始期であるその方の誕生日までとします。ただし、施行期日から3年以内に旧外国人登録法に基づく確認(切替)期間が到来する方については、施行期日から3年以内に切替をしていただければ大丈夫です。

そして、改正後の入管特例法の規定で義務付けられる届出又は申請に伴い、特別永住者証明書へ切り替えていくほか、特別永住者の方が自ら希望して申請すれば、特別永住者証明書への切替えができます。

その他のQ & Aは、ホームページをご覧ください。

手続等についてのお問い合わせ先

札幌入国管理局	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	TEL 03-5796-7111(代)
成田空港支局	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代)
横浜支局	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒455-8601	愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ 棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下白井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-832-4185(代)

外国人在留総合 インフォメーション センター	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20(仙台入国管理局内)	TEL 022-298-9014
	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30(東京入国管理局内)	TEL 03-5796-7112
	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7(東京入国管理局横浜支局内)	TEL 045-769-0230
	〒455-8601	愛知県名古屋市港区正保町5-18(名古屋入国管理局内)	TEL 052-559-2151~2
	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53(大阪入国管理局内)	TEL 06-4703-2150
	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29(大阪入国管理局神戸支局内)	TEL 078-326-5141
	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30(広島入国管理局内)	TEL 082-502-6060
新宿外国人センター	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下白井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内(福岡入国管理局内)	TEL 092-626-5100
	〒160-0021	東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階	TEL 03-3209-6177

法務省入国管理局	〒100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	TEL 03-3580-4111(代)
----------	-----------	-----------------	---------------------

ホームページの御案内

改正法の内容については ▶ <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>